

(様式)

【 職業能力開発業務の研修 】

◆当該試験の趣旨が、同等の能力を有することを認定することにあるならば、全国で複数の試験が並立しても良いと考えるが、貴省の見解をお示し願いたい。

〔回答〕

1. 技能検定試験は、実技試験と学科試験によって実施されているが、特に、実技試験は労働者の実際の作業における技能の程度を評価するのに必要不可欠なものである。
2. そのため、実技試験については、試験問題、採点基準を含んだ実施要領等を作成し、試験問題に基づいて製品等の出来上りのほか、製品加工等の作業中の作業動作、作業態度等を採点することとなっている。
3. 仮に、実技試験について複数の機関が複数の試験問題を作成した場合、それぞれ異なった試験問題を元に作成した製品、製品加工等の作業中の作業動作、作業態度等について同一の採点基準により採点が行われることは期待できず、公平かつ公正な試験の実施が担保できなくなり、技能検定制度そのものの社会的な評価を失うこととなる。
4. なお、1つの試験問題で試験を実施している現在においても、全国的に同一水準で実施されるよう水準調整会議を開催し、試験の業務を行う各都道府県の技能検定委員に試験問題、採点基準及びその実施方法等を具体的に説明し、調整を行っているところである。
5. また、業界等関係団体においても、技能検定制度が有効に機能するよう、全国的に統一したレベルの試験の実施を望む声強い。

【 労働災害防止に関する情報提供・研修 】

◆（社）日本能率協会など当該業務を実施している民間法人について、業務運営に問題が生じていれば、その内容を具体的にお示し願いたい。

〔回答〕

民間が実施する労働安全衛生マネジメントシステムの研修事業について、業務運営の問題は把握していない。

【 労働災害防止に関する情報提供・研修 】

◆中央労働災害防止協会の常勤役員の経歴をお示し願いたい。

〔回答〕

役 職	氏 名	出 身	最終官職又は職歴	就 任
理 事 長	澤田 陽太郎	厚生労働省	厚生労働事務次官	平成 17 年 6 月
専務理事	横 田 浩	厚生労働省	東京労働局長	平成 17 年 6 月
常務理事	木 村 嘉 勝	労 働 省	広島労働局長	平成 13 年 6 月
常任理事	佐々木 徹	民 間	中央労働災害防止協会 普及事業部長	平成 13 年 7 月
常任理事	渡 邊 元 治	民 間	中央労働災害防止協会 関東安全衛生サービス センター副所長	平成 14 年 12 月
監 事	氣賀澤 克己	労 働 省	中央労働委員会 事務局長	平成 16 年 12 月

【 労働災害防止に関する情報提供・研修 】

◆疑似体験（バーチャル・リアリティ）や書籍販売の具体的内容と、国費支出に見合うだけの労働災害防止効果を発揮していることを実証的に示す資料を提出願いたい。

〔回答〕

1 疑似体験（バーチャルリアリティ）について

(1) 具体的内容

疑似体験（バーチャルリアリティ）は立体映像による仮想作業現場で安全パトロールを行い、仮に危険箇所の指摘を見逃すと、実際の現場では体験することができない危険な状態や災害の発生に至る経過を体験することができ、現実には安全診断を実施する際の能力や危険感受性を高めるものである。

(2) 国費支出に見合う労働災害防止効果について

火災・爆発等の重大災害が多発する原因の一つとして、個々の従業員の危険に対する感受性の低下が上げられ、これに対応するためには体感教育やシミュレーションを取り入れる等して、産業事故災害の危険性に関する認識不足等を補完することが必要である。※

こうした労働安全衛生に係る体感教育やシミュレーションの設備は、民間において自主的に提供されることが期待できない状況であるため、国がその役割を担っているものである。

当該事業は、企業から評価を得ており、従業員の採用時や配置転換時における安全衛生に係る資質向上の研修等として利用され、その利用実績は、年間利用者数12,840人（過去5年間の累計は64,422人）に上っている。利用者に対して行ったアンケートでは、80%以上の者から有用であったとの評価を得ており、一定の効果を発揮しているものと考えている。

※ 消防庁・経済産業省・厚生労働省の3省庁による「産業事故災害防止対策推進関係省庁連絡会議」においても同旨の指摘がなされている。

2 書籍販売について

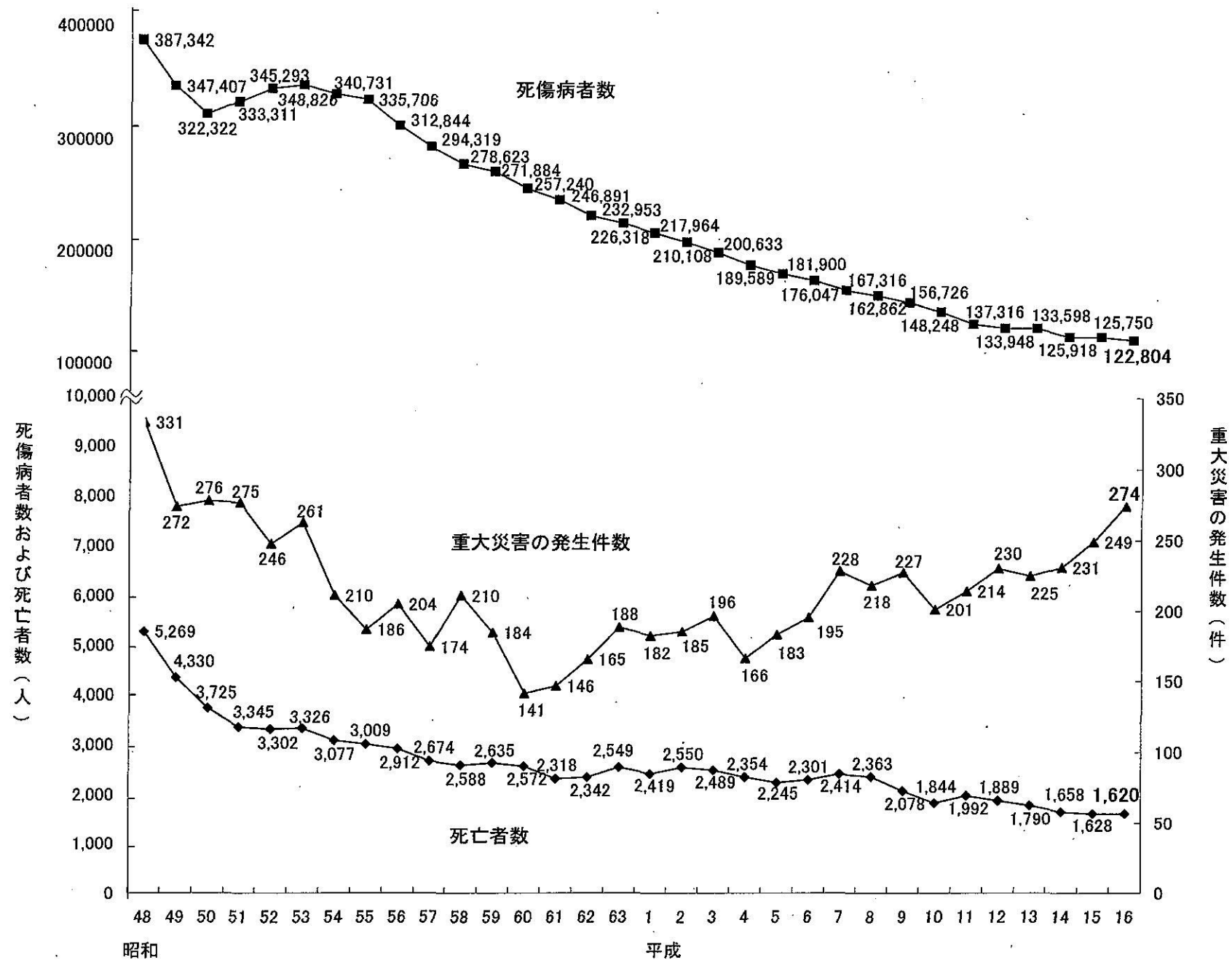
(1) 具体的内容

中央労働災害防止協会（中災防）が発刊している図書については、安全衛生普及啓発用書籍、労働者教育用テキスト、関係法規解説書籍、受験用テキスト等がある。

(2) 国費支出に見合う労働災害防止効果について

書籍等の販売による事業については、中災防が自主的に実施しており、国費は支出されていない。

労働災害の推移



【 労働災害防止に関する情報提供・研修 】

◆守秘義務を課してまで守るべき秘密とは何か、具体例をお示し願いたい。また、法律をもって守秘義務を課す意図は何かについてご教示願いたい。

〔回答〕

- 1 情報提供・研修業務について守秘義務を課して守るべき秘密はない。

事業場に対して安全衛生に係る指導を実施する場合には、事業場の製造ラインに立ち入り、使用している機械の種類、工程・工法、原材料、環境条件（温度、湿度等）に至るまで、細かく把握した上で、必要な改善措置について指導を行っている。

このような安全・衛生診断等に先立って把握すべき事項には、事業場の生産技術に係るノウハウが多数含まれており、事業運営上の秘密事項である場合が少なくない。

- 2 中央労働災害防止協会（中災防）においては、事業者の自主的な取組の促進による労働災害の防止に寄与するという目的を実現するため、安全衛生診断・指導等の業務を行うこととしているが、こうした診断・指導等を行うに当たっては、上記に述べたような事業場の生産技術に係る秘密に接する機会が多い。

こうした診断・指導等の事業を、事業主の信頼を得て、機動的・効率的に実施させるために、属性として中災防の役職員に守秘義務を課すことを法律上定めているものである。

（参考）

なお、労働災害防止団体法は、守秘義務に係る規定のほか、

- ・ 使用者団体を会員とする中災防において、労働者の意見を反映する場を設ける観点から公益・労働者を含む参与が、中災防の業務運営に関する重要事項に参与することを規定（労働災害防止団体法案の国会審議過程において受けた指摘を踏まえたもの）
- ・ 会員加入の審査について、中災防による恣意的な選定を避けるため、正当な理由がない場合の加入拒否を禁止し、罰則を持って担保
- ・ 中災防が目的に沿って業務を実施することを担保するため、厚生労働大臣の勧告権限を規定
- ・ 労働災害の防止のための国の施策と一体性を確保するため、国が策定する労働災害防止計画への即応を義務化

するなどの具体的な規定を設けることにより、適正な労働災害防止対策の推進を図っているものである。

【 労働災害防止に関する情報提供・研修 】

◆中央労働災害防止協会には約7億円の国費が投入されているが、国費投入の対象は当協会のみに限られているのかご教示願いたい。また、当協会のみに限られていれば、その根拠もお示し願いたい。

〔回答〕

1 中央労働災害防止協会(中災防)に対して投入している約7億円の国費は、

- ① 労働安全衛生に係るインターネット等を利用した情報提供、疑似体験設備の提供、安全衛生に関する展示等の事業(5.6億円)
 - ② 海外進出企業の労働安全衛生水準の向上及び労働安全衛生分野における国際協力の促進を目的とした海外安全衛生情報の収集及び提供、開発途上国から訓練員を受け入れ、能力向上を図る事業(1.9億円)
- に支出している。

2 上記の事業を的確に推進するためには、

- ・ 公正に事業を実施し、かつ、業種等を問わず極力幅広い労働安全衛生情報を的確かつ迅速に自ら保有・収集することができる能力及び専門的な見地から必要に応じてそれら情報を加工、取捨選択できる高度な能力を有するとともに、安全衛生に関する展示等を行うための専門的な知識を有していること
- ・ 労働安全衛生に係る最新の技術・知識を持ち、効果的な指導方法、特に外国人に対する指導のノウハウに精通し、さらに実地訓練先として、企業や関係団体とのネットワークを有していること

が必要である。

3 中災防は、

- ・ 製造業を中心とする幅広い業種に対応した労働安全衛生に関する情報(災害事例、ヒヤリ・ハット事例、災害統計等)を、加入する事業主団体や企業等から収集することができ、多様なデータを蓄積している
- ・ 労働安全衛生関係法令に関する十分な知見、安全衛生に係る調査研究を実施している実績及びこれらを踏まえた上でその調査結果を活用できる能力を有している
- ・ 教育活動等の企業支援や外国人に対する訓練の実施等国际協力事業における実績を有している
- ・ 高度な専門性と知識を有する人材を抱えており、事業主による認知も高く、労働災害防止活動に対する協力・理解も得られやすい

ことから、同協会が、国が期待する水準でこれらの事業を遂行でき、かつ、

最小の費用で最大の効果を発揮できる唯一の団体であると判断し、同協会のみを対象としているものである。

(様式)

【 診療報酬の審査・支払い 】

◆第二基金のような機関を設立する場合の問題点についてご教示願いたい

〔回答〕

1. 健保組合の審査支払の委託を受ける法人として、現在の支払基金とは別の法人を設立することは可能。
2. ただし、当該法人においては、直接審査の要件（公正な審査体制の確保・紛争処理ルール等）を満たしておくことが必要。

(様式)

【 ボイラー・圧力容器の検査・検定 】

◆ボイラー等の事故について、物的安全性の欠落に起因するものと、検査を行ったにもかかわらず発生したものに区分して、その割合をお示し願いたい。

〔回答〕

平成14年から平成16年までにボイラー等の事故は17件発生している。

そのうち、物的安全性の欠落、すなわち構造規格上の問題が原因として挙げられるものは2件であり、検査・検定を行ったにもかかわらず発生したものはない。

ボイラー等の事故の発生状況（平成14年～16年）（厚生労働省調べ）

	発生件数	構造規格上の問題	検査・検定を行ったにもかかわらず発生したもの
ボイラー	10	0	0
第一種圧力容器	4	(*)1	0
第二種圧力容器	3	(**)1	0
合 計	17	2	0

(*) 第一種圧力容器に義務付けられた落成検査や性能検査を未受検

(**) 第二種圧力容器に義務付けられた個別検定未受検

◆検査結果の状況を検証して事故を回避することが出来た割合についてお示し願いたい。

〔回答〕

(社)日本ボイラ協会が平成14年から平成16年までに実施した性能検査の結果によると、ボイラー及び第一種圧力容器について、割れ、腐食等が認められて補修等を指導した割合は23.7%となっている。

これらについては、性能検査で把握及び補修等させることがなければ、破裂、爆発等につながる蓋然性のあったものであることから、その割合が事故を回避することができた割合であると考えられる。

(社)日本ボイラ協会が実施した性能検査結果 (平成14年～16年)

	ボイラー	第一種圧力容器	合計
検査総基数	87,723	235,330	323,053
割れ、腐食等が認められ 補修等を指導した件数	30,636	45,999	76,635
指導件数割合	34.9%	19.5%	23.7%

◆民間機関の検査・検定業務参入によって、問題が生じた事実があればお示し願いたい。

〔回答〕

平成16年3月31日に改正労働安全衛生法が施行され、指定代行検査機関制度から登録検査機関制度に移行したことに伴い、検査機関の間での競争が激化し、性能検査の結果補修の指示等を受けた事業場が、それを不服として次回検査から検査機関を乗り換えたという事例を聞いており、このようなことが頻繁に起こるのであれば、検査の公正の確保について懸念が生じる結果になると考えている。

◆全ての検査・検定機関の料金体系についてお示し願いたい。

〔回答〕

別紙のとおり

平成 17 年 4 月 1 日

検査・検定料金表

1. 性能検査料金

(1) 基本料金

① ボイラー 1基につき

伝熱面積(m ²)	金 額
5 未満	17,600 円
5 ～ 10 未満	21,500 円
10 ～ 40 未満	30,400 円
40 ～ 100 未満	35,500 円
100 ～ 200 未満	43,200 円
200 ～ 300 未満	50,600 円
300 ～ 500 未満	58,400 円
500 ～ 700 未満	73,900 円
700 以上	81,700 円

② 第一種圧力容器 1基につき

内容積(m ³)	金 額
0.5 未満	9,900 円
0.5 ～ 1 未満	13,800 円
1 ～ 2 未満	17,600 円
2 ～ 5 未満	21,500 円
5 ～ 10 未満	25,800 円
10 ～ 30 未満	33,500 円
30 ～ 60 未満	37,800 円
60 以上	41,700 円

(2) 割引料金(年間性能検査申込み手続きが必要です。)

1) 年間10基以上検査申し込みがある企業の料金は、下記のとおりとなります。

① ボイラー 1基につき

伝熱面積(m ²)	金 額
5 未満	17,000 円
5 ～ 10 未満	20,800 円
10 ～ 40 未満	29,400 円
40 ～ 100 未満	34,400 円
100 ～ 200 未満	41,900 円
200 ～ 300 未満	49,000 円
300 ～ 500 未満	56,600 円
500 ～ 700 未満	71,600 円
700 以上	79,200 円

② 第一種圧力容器 1基につき

内容積(m ³)	金 額
0.5 未満	9,600 円
0.5 ～ 1 未満	13,300 円
1 ～ 2 未満	17,000 円
2 ～ 5 未満	20,800 円
5 ～ 10 未満	25,000 円
10 ～ 30 未満	32,400 円
30 ～ 60 未満	36,600 円
60 以上	40,400 円

2) 年間100基以上の検査申し込みがある企業の料金については、1基につき、1)の表の料金から10%を割引いた金額となります。

2. 個別検定料金

(1) 基本料金

① 第二種圧力容器

1 基につき

内容積 (m ³)	金 額
0.1 未満	4,900円
0.1～0.5 未満	6,000円
0.5～1 未満	7,100円
1～2 未満	10,900円
2～5 未満	17,000円
5～10 未満	23,600円
10～300 未満	32,900円
300～500 未満	45,500円
500～1,000 未満	74,600円
1,000 以上	111,300円

② 小型ボイラー

1 基につき 9,400 円

③ 小型圧力容器

1 基につき 7,100 円

④ 小型温水ボイラー

(基発第 695 号に該当する小型ボイラー)

1 基につき 2,200 円

(2) 割引料金

検定を行う設備区分ごとに、(1)の基本料金から次の割引率表により割引きます。

① 第二種圧力容器 (1 基につき)

基数区分	割引率Ⅰ	割引率Ⅱ
500 基未満	0%	10%
500 基～1,000 基未満	5%	15%
1,000 基～1,500 基未満	10%	20%
1,500 基以上	15%	25%

② 小型ボイラー (1 基につき)

基数区分	割引率Ⅰ	割引率Ⅱ
100 基未満	0%	10%
100 基～500 基未満	5%	15%
500 基～1,000 基未満	10%	20%
1,000 基以上	15%	25%

③ 小型圧力容器 (1 基につき)

基数区分	割引率Ⅰ	割引率Ⅱ
500 基未満	0%	10%
500 基～1,000 基未満	10%	20%
1,000 基以上	15%	25%

④ 小型温水ボイラー [基発第 695 号に該当する小型ボイラー] (1 基につき)

基数区分	割引率Ⅰ	割引率Ⅱ
500 基未満	0%	10%
500 基～1,000 基未満	3%	13%
1,000 基～5,000 基未満	5%	15%
5,000 基～10,000 基未満	8%	18%
10,000 基～30,000 基未満	10%	20%
30,000 基以上	15%	25%

(3) 割引きについて

- ① 割引きの適用は、企業ごととします。
- ② 割引率表における基数区分の適用は、直近の 1 月～12 月の当協会における検定実績の基数とします。
なお、当協会での検定実績が無い場合は、生産実績を客観的に示すデータを検定実績の基数とします。
- ③ ②の検定実績に基づく割引きの適用期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。なお、初回については、適用のあった日から当該年度末 (3 月 31 日) までとします。
- ④ 割引率Ⅱは、個別検定簡素化設備 (平成 9 年 12 月 25 日付け基発第 774 号の 2 に基づき、個別検定簡素化の認定を受けた設備) に適用します。

3. 注意事項

- (1) 時間外検査・検定料金 (年末年始 (12 月 29 日から 1 月 3 日) 及び年末年始を除く日の午前 9 時から午後 5 時以外の時間に実施する検査・検定料金) は、基本料金又は適用される割引料金の 30% 増しとします。
- (2) 受検する検査事務所の所在地から 50 km 以上の場所で検査・検定を実施する場合は、検査・検定料金のほかに「交通費」をいただきます。
- (3) 検査・検定料金に消費税は課税されません。

<性能検査料金>

■ボイラー及び第一種圧力容器

(1) ボイラー

伝熱面積 (m ²)	検査料金 (1基につき)		
	年間10基未満	年間10基以上	年間100基以上
5未満	17,600円	17,000円	15,300円
5以上 10未満	21,500円	20,800円	18,700円
10以上 40未満	30,400円	29,400円	26,400円
40以上 100未満	35,500円	34,400円	30,900円
100以上 200未満	43,200円	41,900円	37,700円
200以上 300未満	50,600円	49,000円	44,100円
300以上 500未満	58,400円	56,600円	50,900円
500以上 700未満	73,900円	71,600円	64,400円
700以上	81,700円	79,200円	71,200円

(2) 第一種圧力容器

内容積 (m ³)	検査料金 (1基につき)		
	年間10基未満	年間10基以上	年間100基以上
0.5未満	9,900円	9,600円	8,600円
0.5以上 1未満	13,800円	13,300円	11,900円
1以上 2未満	17,600円	17,000円	15,300円
2以上 5未満	21,500円	20,800円	18,700円
5以上 10未満	25,800円	25,000円	22,500円
10以上 30未満	33,500円	32,400円	29,100円
30以上 60未満	37,800円	36,600円	32,900円
60以上	41,700円	40,400円	36,300円

【備考】

- 1 「年間10基未満」欄の料金：1事務所に年間10基未満（ボイラー及び第一種圧力容器の合計）の検査申込みがある企業の料金です。
- 2 「年間10基以上」欄の料金：1事務所に年間10基以上100基未満（ボイラー及び第一種圧力容器の合計）の検査申込みがある企業の料金です。
- 3 「年間100基以上」欄の料金：1事務所に年間100基以上（ボイラー及び第一種圧力容器の合計）の検査申込みがある企業の料金です。
- 4 午前9時から午後5時以外の時間及び12月29日から1月3日までに性能検査を行う場合は、通常料金の1.3倍の料金（100円未満は切り捨て）をいただきます。
- 5 遠隔地の場合は旅費等をいただくことがあります。
- 6 銀行等の振込手数料は検査申込者においてご負担願います。
- 7 検査料金には消費税は課税されません。

<個別検定料金表>

(1) 第二種圧力容器

内容積 (m ³)	検定料金 (1基当たり)
0.1未満	5,000円
0.1以上 0.5未満	6,100円
0.5以上 1未満	7,200円
1以上 2未満	11,000円
2以上 5未満	17,100円
5以上 10未満	23,700円
10以上 300未満	33,000円
300以上 500未満	45,600円
500以上 1000未満	74,700円
1000以上	111,400円

注1 ジャケット付圧力容器は、内外両側の内容積 (m³) の和をもって内容積とする。

2 1検定員の検定基数が1回当たり20基をこえる場合の検定料金は、1回当たりの全検定基数の平均単価に20を乗じた額に、20基を超える基数に平均単価を乗じた額に0.8を乗じた額を加え、100円未満を切り捨てた額となります。

(2) 小型ボイラー検定料金

9,700円

ただし、小型貫流ボイラーの1検定員の検定基数が1回当たり10基をこえる場合の検定料金は、1回当たりの全検定基数の平均単価に10を乗じた額に、10基を超える基数に平均単価を乗じた額に0.8を乗じた額を加え、

又は、小型温水ボイラーの1検定員の検定基数が1回当たり50基をこえる場合の検定料金は、1回当たりの全検定基数の平均単価に50を乗じた額に、50基を超える基数に平均単価を乗じた額に0.8を乗じた額を加え、それぞれ100円未満を切り捨てた額となります。

(3) 小規模温水ボイラー検定料金

2,300円

ただし、小規模温水ボイラーの1検定員の検定基数が1回当たり30基をこえる場合の検定料金は、1回当たりの全検定基数の平均単価に30を乗じた額に、30基を超える基数に平均単価を乗じた額に0.8を乗じた額を加え、それぞれ100円未満を切り捨てた額となります。

(4) 小型圧力容器検定料金

7,400円

ただし、小型圧力容器の1検定員の検定基数が1回当たり10基をこえる場合の検定料金は、1回当たりの全検定基数の平均単価に10を乗じた額に、10基を超える基数に平均単価を乗じた額に0.8を乗じた額を加え、100円未満を切り捨てた額となります。

【備考】

- 別に定める「第二種圧力容器、小型ボイラー及び小型圧力容器個別検定基準」の第35条の規定を適用する場合の個別検定料金は、上記検定料金の90%とした値の100円未満を切り捨てた額となります。
- 小規模温水ボイラーとは、平成10年12月11日付け基発第695号の3に基づき、小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格の適用除外を認められた小型ボイラーをいいます。
- 午前9時から午後5時以外の時間及び12月29日から1月3日まで個別検定を行う場合は、通常料金の1.3倍の料金(100円未満は切り捨て)をいただきます。
- 遠隔地の場合は旅費等をいただくことがあります。
- 銀行等の振込み手数料は検定申込者においてご負担願います。
- 検定料金には消費税は課税されません。

検 査 料

(2004年10月1日改定)

ボイラ保険契約単位 of 当社会計検査基数により、次のとおりとなります。

【ボイラ】 一基あたりの検査料

伝 熱 面 積	契約検査基数 (ボイラ・圧力容器合計基数)		
	1～9基	10～99基	100基以上
5㎡未満	17,400 円	17,000 円	15,300 円
5㎡以上 10㎡未満	21,200 円	20,800 円	18,700 円
10㎡ 〃 40㎡ 〃	30,100 円	29,400 円	26,400 円
40㎡ 〃 100㎡ 〃	35,000 円	34,400 円	30,900 円
100㎡ 〃 200㎡ 〃	42,700 円	41,900 円	37,700 円
200㎡ 〃 300㎡ 〃	50,000 円	49,000 円	44,100 円
300㎡ 〃 500㎡ 〃	57,700 円	56,600 円	50,900 円
500㎡ 〃 700㎡ 〃	73,100 円	71,600 円	64,400 円
700㎡以上	80,800 円	79,200 円	71,200 円

◇次の地域に所在するボイラについて、1基につき割増検査料12,000円を加算させていただきます。沖縄県および離島に所在するボイラについては当社にご照会ください。

北海道 (宗谷 網走 根室 釧路 十勝 留萌 檜山 渡島の各支庁)
青森県 秋田県 新潟県 鳥取県 島根県 高知県 宮崎県 鹿児島県

【圧力容器】 一基あたりの検査料

内 容 積	契約検査基数 (ボイラ・圧力容器合計基数)		
	1～9基	10～99基	100基以上
0.5㎡未満	9,700 円	9,600 円	8,600 円
0.5㎡以上 1㎡未満	13,500 円	13,300 円	11,900 円
1㎡ 〃 2㎡ 〃	17,400 円	17,000 円	15,300 円
2㎡ 〃 5㎡ 〃	21,200 円	20,800 円	18,700 円
5㎡ 〃 10㎡ 〃	25,500 円	25,000 円	22,500 円
10㎡ 〃 30㎡ 〃	33,100 円	32,400 円	29,100 円
30㎡ 〃 60㎡ 〃	37,400 円	36,600 円	32,900 円
60㎡以上	41,200 円	40,400 円	36,300 円

◎年末年始検査料

12月31日～1月3日に受検される場合は、上記検査料の1.3倍(百円未満四捨五入)となります。

1. 検定料（金額には消費税を含みます。）

(1) 第二種圧力容器（1基につき）

内容積（立方メートル）	金額（円）
0.1未満	4,935
0.1以上 0.5未満	6,090
0.5以上 1未満	7,140
1以上 2未満	10,920
2以上 5未満	17,010
5以上 10未満	23,625
10以上 300未満	32,970
300以上 500未満	45,570
500以上 1000未満	74,655
1000以上	111,300

(注) ジャケット付圧力容器は、内外胴の内容積の合計を内容積とします。

(2) 小型ボイラー、小規模温水ボイラー及び小型圧力容器（1基につき）

区 分	金額（円）
小型ボイラー	9,660
小規模温水ボイラー	2,205
小型圧力容器	7,350

(注) 小規模温水ボイラーとは、小型ボイラーであって基発第695号(平成10年12月11日付)に該当するもの。

2. 割増

- (1) 12月31日～1月3日の全日とそれ以外の日の午前9時以前及び午後5時以降に検定を行う場合、上記1. 検定料の1.3倍といたします（100円未満を四捨五入する。）。
- (2) 検定場所が当社最寄りの検定事務所より50km以上離れている場合には、原則として当社規定に基づく交通費、宿泊費、日当を別途徴収いたします。

3. 割引

- (1) 基発第774号(平成9年12月25日付)による認定を受けた事業所については、当社での年間検定基数の実績に応じ、当社の定める機械区分毎に次の(2)に定める割引を行います。

(2) 割引率表

①割引率表A(機械区分：第二種圧力容器及び小型圧力容器)

前年実績 (基数)	割引率Ⅰ (%)	割引率Ⅱ (%)
600以上 1200未満	10	15
1200以上 1800未満	15	20
1800以上	20	25

②割引率表B(機械区分：小型ボイラー)

前年実績 (基数)	割引率Ⅰ (%)	割引率Ⅱ (%)
600以上 1200未満	10	15
1200以上 1800未満	15	20
1800以上	20	25

③割引率表C(機械区分：小規模温水ボイラー)

前年実績 (基数)	割引率Ⅰ (%)	割引率Ⅱ (%)
10000以上 20000未満	5	5
20000以上 30000未満	10	10

(3) 割引率表適用上の注意事項(各割引率表共通)

- ①実績基数は1～12月の数値とし、割引適用は翌年の4月から1年間とします。
- ②当社が1年間以上の検定実績を有しない場合は割引率表Ⅰ欄に示す割引率を適用します。前年実績は客観的事実を証明する資料により判定します。
- ③当社検定実績が1年間以上ある場合は割引率表Ⅱ欄に示す割引率を適用します。前年実績は当社の実績によります。
- ④適用単位は、申請者毎の工場単位とします。

4. 検定料の支払方法

検定終了後に発行する請求書により、当社規定に基づき指定口座へお振り込みいただきます。

個別検定手数料及び旅費(1/2)

1. 第二種圧力容器(内容積ベース)

内容積(m³)	金額(円)/1基につき
0.1未満	4,400
0.1以上 ~ 0.5未満	5,400
0.5以上 ~ 1未満	6,400
1以上 ~ 2未満	9,800
2以上 ~ 5未満	15,100
5以上 ~ 10未満	21,500
10以上 ~ 300未満	29,500
300以上 ~ 500未満	40,700
500以上 ~ 1000未満	66,700
1000以上	99,500

2. 小型ボイラー及び小型圧力容器

種 類	金額(円)/1基につき
小型ボイラー	8,600
小型圧力容器	6,600

3. 割引

1 項及び 2 項の手数料は、検定基数が下記の基数を超える場合、検定手数料総額の 25% (時間外及び休日の検定分は除く) の割引とする。

種 類	第二種圧力容器	小型ボイラー	小型圧力容器
基 数	20	10	10

割引の条件：(以下、「申請書」とは、同一の事業場から提出され、同一の検定希望日が記載された申請書をいう。)

- 1). 種類別の 1 申請書、又は、同一種類において型式別に提出された複数の申請書の検定希望日の総基数が、上記の基数を超える場合は、割引の対象とする。
- 2). 種類別の複数申請書、又は、二以上の種類において型式別に提出された複数の申請書に渡る場合は、いずれか一枚の申請書又はすべての申請書の種類別合計の総基数が、上記の基数を超える場合は、該当する種類の機械を割引の対象とする。

個別検定手数料及び旅費 (2/2)

- 3). 1 項及び 2 項の検定希望日で諸般の事情で実施が不可能の場合は、いずれか一枚の申請書又はすべての申請書の種類別合計の総基数が、上記の基数を超える場合は、該当する種類の機械を割引の対象とする。
- 4). 検定希望日において、複数の検定員を派遣する場合は、いずれかの検定員の種類別検定基数が上記の基数を超える場合、又は、複数の検定員の種類別合計基数が上記の基数を超える場合は、該当する種類の機械を割引の対象とする。

4. 割増

時間外、休日及び祝日の場合、検定手数料は規定の 30% 増しとする。

5. 宿泊及び交通費

実費精算とする。

◆現行制度は10キロ圧以上の高圧ガス保安法で自主検査が認められており、10キロ圧未満を規制する労働安全衛生法では自主検査が認められていないが、自主検査にして事後報告とすることに問題があれば、その理由をご教示願いたい

〔回答〕

- 1 労働安全衛生法の第一種圧力容器は、1MPa（約10キロ圧）未満に限定されるのではなく、1MPa以上であっても高圧ガス保安法の適用がないものは労働安全衛生法の適用となるものであり、膨大なエネルギーを有し、腐食等のおそれがあることから、定期的な検査により構造・性能要件を担保しないと労働安全衛生法の目的である労働者の生命・身体の保護が実現できない。
- 2 高圧ガス保安法における認定自主検査が行われている事業場においては、腐食等の要因による火災等の事故や自主検査に係る不正事案が少なからず発生している。また、労働安全衛生法における定期自主検査を課している事業場についても法令違反が多く見られる。
- 3 また、我が国を代表する大企業等において重大事故が近年続発しており、安全管理のレベルの低下が懸念され、安全対策の充実・強化が求められている。
- 4 このような中で、安全水準の低下をもたらしかねない自主検査を導入することは困難である。

◆（社）日本ボイラ協会の役員と管理職（部課長以上）のうち、厚生労働省関係者の最終職歴をお示し願いたい。

〔回答〕

別紙のとおり

(社)日本ボイラ協会役員・管理職における厚生労働省関係者名簿

平成17年5月26日現在

	役 職	氏 名	最 終 官 職	役員総数
役 員	会 長	露 木 保	安全衛生部長	31名
	専務理事	池 田 五 男	愛知労働基準局長	
	常務理事	北 野 一 治	岐阜労働基準局長	
	常務理事	金 原 清 之	奈良労働基準局長	
	理 事	影 山 泰 彦	福井労働基準局長	
	理 事	尾 添 博	産業安全研究所長 ※	
管理職	役 職	最 終 官 職		管理職総数
	経理部長	労働保険徴収業務室長		15名
	事業部長	育児介護休業推進室長		
	総務次長	京都労働局労働基準部長		
	事業次長	会計監査室長		
	検査次長	東京労働局地方産業安全専門官		
	出納課長	副主任中央労災補償監察官		
	総務調査役	島根労働基準局長		

※独立行政法人である。